

用地調査業務委託（市道芦池新池２号線）

特記仕様書

第１条 適用範囲

本特記仕様書は、安城市の実施する「用地調査業務委託（市道芦池新池２号線）」に適用する。

本業務に適用する仕様書は、愛知県建設局発行「用地調査及び物件調査委託関係仕様書 令和４年４月」（以下「仕様書」という。）を準用するものとする。なお、仕様書のうち本業務に必要なき事項は適用を除外する。

第２条 業務目的

本業務は、安城市高棚町地内における市道芦池新池２号線道路改良事業のために用地調査を実施するものとする。

第３条 業務内容

【用地調査】

「仕様書」第２章、３章に基づき、以下の内容を実施するものとする。

- ・作業計画 N= 1 業務
- ・現地踏査 N= 1 業務

〈権利調査〉

- ・地図転写 A=24,000 m²
- ・転写連続地図作成 A=24,000 m²
- ・土地の登記記録調査 A=24,000 m²
- ・地積測量図転写 A=24,000 m²

〈測量業務〉

- ・境界確認 A=10,000 m²
- ・土地境界立会調書作成 A=10,000 m²
- ・補助基準点測量 A=10,000 m²
- ・境界測量 A=10,000 m²
- ・境界点間測量 A=10,000 m²
- ・用地境界仮杭設置 A=10,000 m²
- ・面積計算 A=10,000 m²
- ・復元測量 A=10,000 m²

〈図面作成業務〉

- ・用地実測図原図作成 A=10,000 m²
- ・用地平面図作成 A=10,000 m²
- ・確定図作成 A=10,000 m²
- ・用地管理図作成 A=10,000 m²

〈公共用地境界確定協議〉

・公共用地管理者との打合せ	N=1 業務
・現況実測平面図作成	A=10,000 m ²
・横断面図作成	L=180m
・依頼書作成	L=180m
・協議書作成	L=180m

〈その他業務〉

・土地調書作成	A=10,000 m ²
・土地現地調査報告書作成	A=10,000 m ²
・添付図面作成	A=10,000 m ²
・用地幅杭設置測量	L=180m

第4条 打合せ

打合せ場所は安城市役所とし、全ての打合せにおいて主任担当者が立ち会うものとする。また、打合せ時に監督員による履行確認を行うものとする。

打合せ後は、打合せ記録簿を監督員に提出し、相互に確認するものとする。

【用地調査】

- ・業務着手時
- ・中間打合せ（2回）
- ・成果品納入時
- ・その他監督員が必要と認めた時

第5条 関係法規の遵守

受注者は、「仕様書」第3条に記載の法規を遵守し、適切に業務を遂行するものとする。

第6条 提出書類

受注者は、次に掲げる書類を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

（1）着手時

以下の書類を契約締結後5日以内に提出するものとする。

- ・管理技術者・照査技術者届（経歴書添付）

（2）完了時

本業務が完了したときは、以下の資料を提出するものとする。

- ・完了届
- ・成果品
- ・成果納品書
- ・その他監督員が必要と認める書類

第7条 土地の立入り等

受注者は、「仕様書」第18条に基づき、土地の立入りを行うものとし、受注者が第三者の土地に立入った際に生ずる踏み荒らし、地物の破損又は使用困難をきたしたものに

については、その都度速やかに受注者の責任において補償又は原形復旧しなければならない。

第8条 他業務との調整

- (1) 作業を実施するにあたり、安城市発注の「道路詳細設計及び測量業務委託（高棚芦池地区）」（以下「設計業務」という。）との調整を図るものとする。
また、設計業務は作業中（履行期間 令和4年7月26日から令和5年1月16日まで）のため、設計業務受注者との工程・設計情報等、その他業務に必要な事項の調整及び情報共有を図るものとする。
- (2) 発注者が、本業務に係る登記調整業務を公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「土地家屋調査士協会」という。）に依頼している場合は、土地家屋調査士協会から選任された土地家屋調査士の確認を受け、本業務を遂行すること。
- (3) 作業の実施中に、用地買収後の嘱託登記に支障が生じる恐れがあることが判明した場合は、速やかに監督員に申し出ること。また、これを解決するために発注者が土地家屋調査士を選任した場合は、土地家屋調査士の確認を受け本業務を遂行すること。

第9条 安全管理

受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に配慮するとともに、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。また、受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。なお、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第10条 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た情報等を第三者に漏らしてはならない。また、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

第11条 技術管理

- (1) 技術管理は「仕様書」第28条に基づくほか、次の内容について実施すること。
 - ・業務計画全般について、技術的再検討を行う。
 - ・測量成果の精度及び品質について、確認のための点検測量を行う。
 - ・基準点の設置状況等の証拠写真撮影及び出来形についての現地再確認を行う。
 - ・最終成果の総合的な点検及び出来栄等についての再確認を行う。
 - ・測量規定に定める精度管理表を作業別に作成し提出する。

- ・測量の計算に使用するプログラムの点検を行う。

(2) 測量機器の検定

測量に使用する測量機器は、第三者機関による検定を受けることを原則とし、同機関の発行する検定証明書を成果品に添付するものとする。

第 12 条 資料の貸与

(1) 受注者は、業務の遂行に必要な場合に次に掲げる資料の貸与を発注者に求めることができる。

- ・用地幅杭の設置位置に関する資料
- ・その他監督員が貸与を認めた資料

(2) 受注者は、資料の貸与を受ける際に借用書を監督員に提出し、受注者の責任において貸与資料を保管するものとする。

第 13 条 成果のとりまとめ

「仕様書」第 24 条に基づき、成果を作成するものとする。

第 14 条 成果品の提出

本業務が完了したときは、成果品を完了届とともに提出するものとする。

なお、発注者が必要と認める成果については、業務期間中であっても部分提出するものとする。

また、成果品及び本業務にて作成した資料等は、安城市に帰属するものとし、監督員の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

成果品の納入先は、安城市建設部土木課とし、「仕様書」第 17 章に記載の成果品及び以下の内容をファイルで正副各 1 部及び電子媒体（CD-R）で 1 部提出するものとする。

【用地測量】

- | | |
|------------------|-----|
| ・用地測量報告書 | 1 部 |
| ・用地測量成果簿 | 一式 |
| ・画地別用地求積図 | 一式 |
| ・用地図原図 | 1 部 |
| ・用地図製本（A 1 版） | 1 部 |
| ・用地図製本（A 3 版） | 1 部 |
| ・上記の電子媒体（CD-R） | 1 部 |
| ・その他監督員が必要と認めた資料 | 一式 |

第 15 条 業務工程管理

受注者は、契約締結後 14 日以内に監督員が指定する作業計画書を作成し、記載内容等に関し発注者の承諾を得るものとする。また、受注者は、工程表を随時更新し、業務進捗状況の共有に努めるものとする。

工程表は、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物

と共に発注者に提出するものとする。

第 16 条 検査

「仕様書」第 25 条に基づき、主任担当者を完了検査に立ち会わせるものとする。完了検査の際には、成果品及びその他の関係資料等を整えておくものとする。

第 17 条 修補

受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

第 18 条 疑義

主任担当者は、本業務の実施にあたり設計図書等に疑義が生じた場合又は特記仕様書に定めていない事項について、速やかに監督員と協議して定めるものとする。

以 上

設計業務における電子納品に関する特記仕様

(電子納品の定義)

第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

(成果品の提出)

第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体（CD・R）に記録し1部提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。

(その他)

第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。